

入札公告

次のとおり、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和7年7月16日

廿日市市長 松本太郎

1 工事名 佐伯総合スポーツ公園サブ広場夜間照明整備工事

2 工事場所 広島県廿日市市 津田 地内

3 工事概要 サブ広場 照明塔 N=2基

電線管 L=35m

電線 L=356m

4 工期 契約締結の日から令和8年2月27日まで

5 予定価格 12,279,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

6 最低制限価格 事後公表

7 入札区分

- (1) 本件工事の入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する事後審査型一般競争入札である。
- (2) 本件工事に係る入札は、広島県電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札対象案件である。
- (3) 原則、書面による入札を認めない電子入札システム利用限定の案件である。

8 入札参加条件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、(2)から(4)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、(1)の業種についてのものとする。

(1) 令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	電気工事
(2) 認定された一般競争入札参加資格の格付の等級又は評定値の範囲 ※ (1)の業種がプレストレストコンクリート工事である場合は土木一式工事、法面処理工事である場合はとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、鋼構造物工事についての許可とする。 ※ 評定値は、(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書による。	格付の等級「A」、「B」、「C」又は「D」
(3) 年間平均完成工事高 ※ (1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書による。	1,000万円以上であること。
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地 ※ 営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた廿日市市内の営業所とする。 ※ 主たる営業所とは、8(1)の業種として建設業許可申請書の「主たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8(1)の業種として廿日市市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。	次のいずれか一つに該当していること。 1 開札日から遡って1年以上継続して、廿日市市内に主たる営業所（I型）を有していること。 2 開札日から遡って3年以上継続して、廿日市市内で(1)の業種の入札及び契約履行等の委任を受けている営業所（III型）を有していること。 3 開札日から遡って1年以上継続して、廿日市市内で主たる営業

